

平成

二十年

五條市議会第三回九月定例会会議録(第三号)

平成二十年九月十二日(金曜日)

議事日程(第三号)

平成二十年九月十二日 午前十時開議

- 第一 議第五十二号 ふるさと五條市応援基金条例の制定について
- 第二 議第五十三号 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正について
- 第三 議第五十四号 五條市立学校設置条例の一部改正について
- 第四 議第五十五号 五條市立図書館設置管理に関する条例の一部改正について
- 第五 議第五十六号 五條市立保育所条例の一部改正について
- 第六 議第五十七号 五條市立へき地保育所条例の廃止について
- 第七 議第五十八号 五條市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について
- 第八 議第六十号 五條市基本構想を定めることについて
- 第九 議第六十一号 新五條市まちづくり計画の変更について
- 第十 議第六十二号 平成二十年度五條市一般会計補正予算(第二号)議定について
- 第十一 議第六十三号 平成二十年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第十二 議第六十四号 平成二十年度五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第十三 議第六十五号 平成二十年度五條市水道事業会計補正予算(第一号)議定について

第十四

- 認第 一号 平成十九年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認第 二号 平成十九年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 三号 平成十九年度五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 四号 平成十九年度五條市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 五号 平成十九年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 六号 平成十九年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 七号 平成十九年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 八号 平成十九年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 九号 平成十九年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 十号 平成十九年度五條市水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（二十名）

七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
山	益	池	藤	川	太	西
田	田	上	富	村	田	本
由	吉	輝	美	家	好	幸
比			恵		紀	洋
己	博	雄	子	廣		

欠席議員（二名）

説明のための出席者

市長
副市長
教育長職務代行者
市長公室長

吉野 晴夫
榮林 勝美
田野 瀬俊夫
岡本 和人

十番	西尾彦和	二十一番	田原清孝	二十番	大谷龍雄	十九番	榮林次	十八番	土井康嗣	十七番	黄木夫	十六番	檜塚英一	十五番	寺本保英	十四番	佐間正己	十三番	花谷昭典	十二番	山本久和	十一番	北山和生	九番	峯林宏政	八番	山田澄雄
----	------	------	------	-----	------	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	----	------	----	------

事務局職員出席者

事務局長 森 本 博 文
 事務局次長 乾 旬
 事務局係長 西 久 美
 事務局主任 笹 谷 豊
 速記者 柳 ヶ 瀬 五 美

総務部長 田 中 武 衛
 都市整備部長 阪 上 武 則
 生活産業部長 林 正 信
 健康福祉部長 山 下 正 次
 上下水道部長 辻 本 衡 司
 社会福祉協議会事務局長 清 水 勝 司
 会計管理者 櫻 本 泰 司
 西吉野支所長 岸 本 悟 司
 大塔支所長 土 井 祥 嗣
 消防本部次長 窪 佳 秀
 監理管財課長 海 原 保 雄
 企画財政課長 水 脇 正 雄
 秘書課長 下 村 洋 次
 庶務課長 上 田 卓 司

午前十時零分再開

○副議長（太田好紀）ただいまから、昨日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

西尾彦和議員から欠席届が出ております。

また、北山和生議員から遅刻届が出ております。

本日、議長欠席のため、私が議長の職務を行いますので、議事進行に御協力を賜りますようお願い申し上げます。ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立します。

○副議長（太田好紀）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○副議長（太田好紀）日程第一、議第五十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第五十二号 ふるさと五條市応援基金条例の制定について。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明を求めます。田中総務部長。

〔総務部長 田中 衛登壇〕

○総務部長（田中 衛）おはようございます。

ただいま上程いただきました議第五十二号の提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の一ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の制定理由といたしましては、本年四月三十日の地方税法の改正に伴いまして、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充され、ふるさと納税制度が導入されました。

これを受けまして、本市に対する寄附金が期待されますことから、増加の見込まれる寄附金の適正な管理・活用を行うため、本条例を制定するものであります。

議案書の二ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第一条の「設置」につきましては、本市に対する寄附金の適正な運用に資するため、「ふるさと五條市応援基金」を設置するものであります。第二条の「積立て」につきましては、基金に積み立てる額は、五條市一般会計歳入歳出予算に定める額とするものであります。

第三条では「管理」について、第四条では「運用収益の処理」の方法について、第五条の「処分」につきましては、寄附者の指定した事業の財源に充てる場合に限り予算の定めにより処分することができるとするものであります。

第六条では「繰替運用」について、第七条では「委任」について、それぞれ規定しております。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（二十番）の声あり）二十番大谷議員。

○二十番（大谷龍雄）今、御説明の中で「寄附金が増える状況にあると思いますので」という説明がありましたけれどもね、この不景気な時代に寄附してくれるお金が増えるという見通しを持っている根拠を聞かせてくれますか。

それと、五條市に対していろんな寄附金をいただいていると思えますけれども、この寄附金の基金条例の範囲、条件、どんな寄附をここに基金としていただくのか、その範囲、条件を聞かせていただけますか。

○副議長（太田好紀）田中総務部長。

○総務部長（田中 衛）大谷議員さんの御質問にお答えします。

寄附金の増える状況といえますか、今回初めて、今回の税法改正によりまして創設されました。したがって、今まで、まず現実としてはなかったわけで、ゼロでした。それが今税法改正によりまして、こういう制度ができたために増えるということでありまして。

現に今まで、今日現在については十三万三千三百円のふるさと納税制度による寄附金がございます。

それと、どんな寄附かということですが、この趣旨に基づいて五條市をできるだけ応援していこうということで、寄附の申出のときに、使

う目的を六つ定めております。具体的に申し上げますと、医療、福祉、環境保全に関する事業、産業の振興に関する事業、道路建設と生活基盤の整備に関する事業、消防、防災に関する事業、教育、文化振興等に関する事業、それと市政一般への活用という六つのジャンルに分けて、それぞれ指定してもらいます。したがって、その目的に予算化してそれに使うということでございます。

以上です。（二十番の声あり）

○副議長（太田好紀）二十番大谷議員。

○二十番（大谷龍雄）税制の改正が増える根拠の一つだという説明であつたと思うのですが、寄附すればほかの課税に大変有利になるという内容なのか、その税制の改正の本身、ポイントだけ説明してくれますか。

○副議長（太田好紀）田中総務部長。

○総務部長（田中 衛）大谷議員の御質問にお答えします。

例えば十万円を寄附していただくということであります。ただし、その限度額がございます。住民税の一分の範囲内、その範囲内の縛りがあります。それが例えば十万円以上であつて、十万円寄附していただくということになりますと、五千円を除いた九万五千円に対して、所得税と住民税とで明くる年に控除を受けられるというシステムになっております。

以上です。

○副議長（太田好紀）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

○副議長（太田好紀）次に日程第二、議第五十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第五十三号 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正について。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明を求めます。岡本市長公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人）おはようございます。

ただいま上程いただきました議第五十三号の提案理由について御説明を申し上げます。

なお、本議案は先の定例市議会において御理解を得られませんでした。集中改革プランの早期達成を始め高齢化社会に対応した専門職の確保並びに若年層の採用による組織の活性化は、本市にとりまして今後とも不可欠な要素であります。

よって、これらに資する当該退職手当特例制度の拡充は是非とも必要な措置でありますので、再度御審議をお願いするものであります。

恐れ入りますが、議案書の四ページ、五ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、第二条関係でございますが、適用職員の年齢の範囲を現行の「五十八歳以上五十九歳以下」から「五十六歳以上五十九歳以下」に改めるものであります。

続いて第三条関係でございますが、五十七歳にありましては、「一〇〇分の三五」、五十六歳にありましては「一〇〇分の四〇」とするものであります。

また、この適用期間については現行のとおりで、平成二十三年度までの期間としております。

以上で提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議をいただき、御議決を賜りますようお願いいたします。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十六番」の声あり）十六番榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一）今、公室長から提案理由の説明があったわけです。しかし、六月議会で否決しまして、少し改正されてここに挙がってきておるわけですけれども、先日から公室長が各議員に、盛んに、私も三回くらい「勸奨制度認めたってくれ。認めたってくれ。」と、議員の皆さん一人一人当たられておると思うのですね。そうですね、公室長、全部ですね。これ市長がせんなんこと、公室長が、本当に気の毒にですね。市長は、その議員の話は毛頭聞かないということで、わたしらはもう聞かないと思つて頼まんのか、言わないのか知りませんが、公室長は大変御苦労さんです。

しかし、それとこれとは別でして、少し質問したいのは、公室長は熱心にまわられておる。その退職をされる人をほづかまれての話なのか、それとも勸奨制度を認めてくれたら大勢辞めるから認めてくれという言とんのか、そしてまた、仮にそれを我々認めて国の基準を超えるすごい率ですけれども、その財源はどこにあるのか。仮に二十人くらいばあつと辞めて、それから十年向こうで助かるからといったって、一時借入れられないかん。その財源はどこから掘り出すのか。それから、二十三年に切れて、それ以降はもうほつたらかしなのか。二十三年まで辞めた人は五十六歳で一〇〇分の四

○、二千万の退職金をもらう人だったらあと八百万もらえる、二十三年以降だったら何ももらえない。それで早よ辞めれよということみたいなんですけれども、大体の人数をつかまれて提案されておるのか、お聞きしたい。

○副議長（太田好紀）岡本市長公室長。

○市長公室長（岡本和人）榎塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

まずは、今回拡充することによってどれくらい職員が辞めようとしておるのかという御質問でございますが、はっきりと私は把握はしておりませんが、職員の中にもそういう方は何名かおったことは事実でございますし、仮にそれが辞めなかったらお金を払う必要もないということです、辞められたらその分を上乗せして辞めていただくという形になりますし、将来においては、その分の人件費というのが今後要らなくなるという制度でございますので、そういうことを御理解いただきたいなと思います。

それと、財源につきましては、今年辞めなくても、来年定年までいったときには、来年は必ず払わなん。今年に先に払うか、来年払うか、再来年払うかという形になるかと思えますし、その財源につきましては、たくさんの方がもし辞められたときには退職手当債ということもございますし、それは当然返していかなんのですけれども、その方々の人件費以上に返すことはございませんので、五條市にとっては有利であるかなというふうに思っております。

それと、二十三年度までの措置ということでございますが、これについては集中改革プランが二十三年度までに五條市の職員を六十五人削減していくという改革プランでございます、それにいち早く近づけるためにもこういう制度をしたということでございます。

それと、もう一点は国家公務員法がどういう形で改正されるかわかりませんが、いわゆる年金の支給というのが六十五歳になってしまおうということも考えられますし、そういう意味合いも含めまして、一応二十三年度までの措置で、その時点になれば五條市の理想的なといえますか、職員数にはなっておるのではないかなというふうに思っていますので、その点は御理解いただきたいと思えます。（「十六番」の声あり）

○副議長（太田好紀）十六番榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一）もう一点お聞きします。

国の基準をはるかにオーバーしてこういう退職の特例に関する条例を改正しようとする根拠、ちよつとお聞きしたいと思えます。

○副議長（太田好紀）岡本市長公室長。

○市長公室長（岡本和人）榎塚議員の再質問にお答えさせていただきます。

基準というのは、皆さん御存じのように通常でしたら一年で二パーセントというふうな基準になりまして、五條市は十五パーセントというふうな、かなり手厚い基準にしておりますが、やはり今は合併によって、皆さんから御指摘いただいておりますように職員数が多い。多いと言われている中でございますので、これが通常の職員でありましたらこういう制度はしなかったと思います。ただ、そういう状況であったので、こういう制度を作った職員が辞めるときには比較的辞めやすいといえますか、そういう制度を作ったということでございますので、そういう意味合いを含めて二十三年ということも加味しながらやったというわけでありまして御理解いただきたいと思えます。（「十六番」の声あり）

○副議長（太田好紀）十六番榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一）もう一点だけ。その二十三年から向こうは国の基準で定めていくということですか。

○副議長（太田好紀）岡本市長公室長。

○市長公室長（岡本和人）あくまでも、二十三年度は集中改革プランの五年の目標期限。そういうこともあって、五條市の職員数をそこまで、約五百人まで減らしていきたいということがございますし、その後は定例的に二十五人から三十人くらいずっと辞めていきますので。それと、先ほど申しましたように、年金支給の問題がありますので、その辺はその時点で国の動きなどを見ながら考えていかなければならないというふうに思っております。（「十九番」の声あり）

○副議長（太田好紀）十九番榮林議員。

○十九番（榮林末次）ただいま提案されている議案につきましては基本的には賛成ですけれども、今までの理事者側の言動をみておりますと、非常に暴言を吐いておられるというのを聞いております。そういうことで、この制度を決めた場合、なお一層そういうことで職員等に何かあれば、今までも、はつきり申し上げたら「お前みたいな、辞めんかえ。」という言葉が度々出ておられることを聞いておりますので、だから、その辺を私は懸念しているのですけれども、その辺は、絶対今後そういう発言をしないと約束できるのならですけれども、こんなん約束みないなしたところで意味ないですわな。ただその辺だけが、私は懸念しているのですね。結局、職員を責める。今までも、なんかこういう風に進言をしたら、「お前は黙つたらんかえ。」辞めてまえ。」というようなことが多々あったように聞いております。だから、その辺、私も懸念をしておりますのですけれども、その辺、理事者側として絶対そういうことのないように。これは、五十六歳でもういい加減辞めたいなという人もおられるようですので、制度としては、そういう人らにはいいんじゃないかな。だから、そういう人がおるとすれば、私はこの制度については賛成いたしたいなと思っておりますがね。

ただそれも、辞めたいという気持ちになつとる理由ですね。五十六歳でも、五十歳でも辞めたい。わしはこんなところ辞めたいわという、そこが問

題ですわな、はっきり言うて。今の理事者側の問題があるのではないかと、私はそう思いますよ。だから、やっぱり職員が定年まで私はいきたいんやというような気持ちになってもらうような行政をやってもらわなければ、理事者側としてその辺、改めて、心新たにそういう気持ちになってあげなくては、職員がやる気がないというような気持ちになって、五十六歳でも辞めたいというような声もあると思うのです。だから、その辺よく理解したら、理事者側がこれ提案することについて、そういうことも一遍よく考えたかと、反省もせないかんわけですね。はっきり言うて、七〇パーセントの職員はもう辞めたいなど、ええところあればというような気持ちでおるらしいですよ。だからその辺、理事者側はよく反省して、これから市政に当たってもらわなければ困るんやないかなと、こう思います。一応、進言して終わりますけれども。答弁結構です。（「六番」の声あり）

○副議長（太田好紀）六番益田議員。

○六番（益田吉博）ちよっと質問させていただきます。

今、公室長に説明いただきましたけれども、現在否決されたというお話もされておりましたけれども、前は五十五歳ということでおったと思うのですけれども、前回から今、三箇月ですか、たつて、五十五歳が五十六歳になっておる根拠は、何かあるんですか。まず、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（太田好紀）岡本市長公室長。

○市長公室長（岡本和人）益田議員の御質問に答えをさせていただきます。

まず前回のいろんな方の御意見の中でも、拙速すぎるのではないかとか、率が高いのではないかというふうな御意見がございましたので、その辺を参考に、参照させていただきまして、五十六歳からという形にさせていただき、率の方もそういう形にさせていただきたいということでございます。

（「六番」の声あり）

○副議長（太田好紀）六番益田議員。

○六番（益田吉博）御意見って、議員さんの御意見ですか。市民の皆さんの御意見。

それと、これ、前のたびは五十八歳ということで、早よ辞めた人は六十まで二年間ですか、二十万で保障するというか、雇用すると。今回五十六でしたら、四年間の保障というのか、あるわけですか。ないんですか。

○副議長（太田好紀）岡本市長公室長。

○市長公室長（岡本和人）益田議員の御質問に答えをさせていただきます。

まず、前回五十八にしたときには、二年早く辞めたら二年間そういう保障するという話で、職員の方には連絡しております。

今回につきましては、この条例がとおりしました段階でその辺のことは調整していきなと思っておりますが、ただ、そういう形になりますと囑託ばかりの人数になりますので、今、私の個人的な考えとしては、五十六歳で辞めても希望をかなえるのは二年くらいかなというふうには思っております。（「六番」の声あり）

○副議長（太田好紀）六番益田議員。

○六番（益田吉博）公室長、そんな頼りない返事ですやんかえ。五十六歳で肩たたいて、仮に四年早よ辞めたとして、ほんで四年間保障はあるともないとも今ではわからんということすな。……とおってから保障するのですか、検討すると。大分頼りない話でんな。それでも、もしも後から考えて、五十六歳で辞められた方には二十万で、来ようと思っただら来て下さいよということでしたら、全部が辞めて二度の勤めはしないということ役所を去ってくれたら、それは人は減ってきますわな。そして、若い人、十五万か十六万で雇える。それは、考え方よろしいで。去ってくれへんたら、二十万の保障しておってもらって、また、若い人を採用しとったら、何も人減らしませんやん。財政的にはなんぼかは助かるかもわかりませんが、それから部長や課長の給料がいいんやから。そやけど、二十万の保障しておってもらって、あと若い人十五万も、十六万も出して雇っていたら、何も減らへんのちやいますの、人は。だから、そこをきちつと、あやふやなこと言うたらんと、この制度をやるんやったらやるで、もうそこで皆さん去って下さいと。後の保障は何もありませんよと、いうことをきちつとおかないと、こんな何も財政改革になれへんの違いますか。こんないい加減な話を出しておったら。

○副議長（太田好紀）岡本市長公室長。

○市長公室長（岡本和人）今申しましたように、五十八歳で辞めたときは二年、五十九で辞めたときは一年。ですから、五十六で辞めても五十七で辞めても、もし採用の希望があれば二年という形、三年とか四年ではないという形を今考えております。

我々としては、五十六、五十七というのは、もうぼちぼち辞めて二度の勤めをするのではなしにという意味合いの中で、この制度を設けたということ、それで職員が一人でも減ったらという意味合いでございますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。（「六番」の声あり）

○副議長（太田好紀）益田議員に申し上げます。

質疑は三回となっておりますので、今回一回のみ許可いたします。益田議員。

○六番（益田吉博）ありがとうございます。

そしたら、もう一回聞きます。二年間は保障すると。四年残して辞めても、二年間は保障すると。五十八で辞めたら六十までいけるといことですか、なるほど。（「希望があれば」の声あり）希望があれば。職員さんでない思っているのか知らんけども、希望が多いかもわからんなど、僕は思うのですけれども。

その点、もっとはつきり、財政改革をやるんやったらやるでね、きちっとこれだけの退職金を上乘せして辞めてもらうんやさかいに、あと二年間二十万の保障するかそんななしにね、もう辞めるんやったら辞めてもらうと、これだけの額を上乘せするんやったら。私はそうした方がいいと思います。そんなあやふやな話と違って。

そのとおりやって、市長、ちゃんと一遍、これで私最後ですので。公室長は一生懸命努力してくれています、今檜塚議員が言ってくれたように。市長、ひとつも動けへんさかいに。（笑声）ほんまはこんな話は、市長と副市長がもつと根回しというのか、議員さんに納得してもらうように動かなあかんやん。あんたらが動けへんさかい、公室長これ（「あんた違う、市長」の声あり）市長さん、ごめんなさい。市長さんね、市長さんが動かないから公室長が動いてくれてまんのやる。これ、市長さん最後に。

○副議長（太田好紀）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）益田議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどの一連の質問ですね。我がまちの財政事情、そして、職員が多いという現実。どのようにしていくか、六十までおっていたら一番有り難い。しかし、ここに耐え難きを耐えてでも財政改革の中で、どうにか職員数を減らして、そして財政改革をしていかなければならない。この苦渋の選択。辞められる方には、そら国の基準を超えているという考えもありますけれども、できるだけ精いっぱいたくさんお渡ししたい。しかしながら、辞めるという中におきましては、財政改革に非常に貢献できるというような計算は十分してあります。

そして、益田議員の質問に、あとどうするのかと。公室長はこれも気を遣って言うておりますが、益田議員のおっしゃるとおり、決して二年間の保障ということよりも、辞めたら辞めたで必要なときには採用させていただくのはやぶさかではございません。しかし、財政改革という中では思い切った判断もしていかなければならないし、この条例がとおったとしても、決して榮林議員のおっしゃるようには、無理強いはしません。でも、こういう条例があるから、できるだけ目的に沿った御協力は、ある程度はお願いはしたいと、それは思っております。無理強いはいたしません。

だから、五十六で辞めて、一応辞めたら辞めたでございます。事情で辞めるけれどもどつかないかと言うたら、それは努力はさせていただくけれども、一応それは保障はなく、一応辞めたら辞めた。また、必要な能力、それもまたこちらからお願いをして働いてくださいというときもあるかもしれ

ません。しかし、基本的には財政改革の勸奨制度の条例、基本どおりでございます。

それを私の方で答弁とさせていただきます。

○副議長（太田好紀）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

○副議長（太田好紀）次に日程第三、議第五十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第五十四号 五條市立学校設置条例の一部改正について。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明を求めます。田野瀬教育部長。

〔教育部長 田野瀬俊夫登壇〕

○教育部長（田野瀬俊夫）ただいま上程いただきました議第五十四号 五條市立学校設置条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。今回の条例の一部改正につきましては、少子化による著しい園児数の減少に対し、幼児教育の推進と子育て支援の充実を図ることと園舎の孤立化及び老朽化による園児の安全確保のため、西吉野町奥谷に設置している白銀北幼稚園を平成二十一年三月三十一日をもって廃止いたしたく、条例の改正をする次第です。

恐れ入りますが、議案書の七ページを御覧願います。

第二条表中「白銀北幼稚園」の名称及び位置の項目を削除するものであります。

なお、この条例の施行につきましては、平成二十一年四月一日から施行することとしております。

以上で議第五十四号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○副議長（太田好紀）次に日程第四、議第五十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第五十五号 五條市立図書館設置管理に関する条例の一部改正について。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明を求めます。 田野瀬教育部長。

〔教育部長 田野瀬俊夫登壇〕

○教育部長（田野瀬俊夫）ただいま上程いただきました議第五十五号 五條市立図書館設置管理に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書九ページを御覧いただきたいと思っております。

今回の条例改正につきましては、社会教育法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十九号）が平成二十年六月十一日から施行され、図書館法第十五条の改正に伴い、本市図書館条例の一部を改正するものであります。

第五条第二項の図書館協議会の委員に、家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えるものであります。

なお、この条例は公布日から施行するものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番佐久間議員。

○十四番（佐久間正己）今、田野瀬部長の方から御説明いただきましたけれども、二番目の家庭教育の向上に資する活動を行う者というのはどういう範囲の方々をするのか、わかっておれば御説明願えますでしょうか。

○副議長（太田好紀） 田野瀬教育部長。

○教育部長（田野瀬俊夫） 佐久間議員さんの御質問にお答えをいたします。

家庭教育の向上に資する活動を行う者といえますのは、具体的に申し上げますと、子供の保護者といえますか、十八歳未満の子供に対する保護者も図書館協議会の中に入れなさいということでございます。

以上です。

○副議長（太田好紀） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（太田好紀） 異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（太田好紀） 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○副議長（太田好紀） 次に日程第五、議第五十六号及び議第五十九号は関連がありますので、一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文） 議第五十六号 五條市立保育所条例の一部改正について。

議第五十九号 五條市立へき地保育所条例の廃止について。

○副議長（太田好紀） 提案理由の説明を求めます。山下健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山下正次登壇〕

○健康福祉部長（山下正次） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五十六号及び議第五十九号を一括して、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の十ページから十二ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例の一部改正につきましては、少子化による就学前児童数が急激に減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の推定でも、少子化が続くものと想定されています。

児童一人一人に望ましい保育環境を整えるため、各保育所の地理的配置等も検討し、岡保育所、二見保育所及び現在休所中の野原東保育所を廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、第三条の表中「北宇智保育所 近内町七三一番地 百三十人、岡保育所 岡町四九一番地 六十人」のうち、「岡保育所 岡町四九一番地 六十人」を削り、「北宇智保育所 近内町七三一番地 百三十人」に改め、「宇智野保育所 今井三丁目三番二十号 百三十人、野原東保育所 野原東二丁目八番十八号 四十五人」のうち、「野原東保育所 野原東二丁目八番十八号 四十五人」を削り、「宇智野保育所 今井三丁目三番二十号 百三十人」に改め、「阿太保育所 原町二六四番地 四十五人、二見保育所 二見四丁目一番十号 九十人」のうち、「二見保育所 二見四丁目一番十号 九十人」を削り、「阿太保育所 原町二六四番地 四十五人」に改めるものでございます。なお、この条例は平成二十一年四月一日から施行するものでございます。

続いて、議第五十九号の提案理由を御説明申し上げます。

議案書の十七ページ、十八ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例廃止につきましては、議第五十六号と同様に、少子化に伴う児童数の減少等により城戸保育所を廃止するため、本条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は平成二十一年四月一日から施行するものでございます。

以上で議第五十六号及び議第五十九号の提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御議決賜りますよう、よろしく申し上げます。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番川村議員。

○三番（川村家廣）この議案は厚生常任委員会に付託されることになると思いますので、議第五十九号 五條市立へき地保育所条例の廃止について、私は厚生常任委員会に属していませんのと、へき地保育所は我々地元のことですので、質問いたします。

一市二村で合併してから三年になろうとしています。この間、支所の縮小、にしよしの荘の跡地の複合施設が駄目だということで、福祉施設の建設

についても遅々として進まない中で、今度は白銀北幼稚園と城戸保育所の廃止が提案されてきました。

私たち旧西吉野村の住民は負担ばかりが強いられていっているようで、生活に対する不安がますます大きくなってきています。

今回の城戸保育所の廃止に関して、三点、御質問いたします。

先の八月十二日の総務文教常任委員会と厚生常任委員会の合同委員会の際に、私が「地元への説明はしてくれただのか。」と、聞きました。そのときの担当課長の答弁は、「住民への説明は、現時点では保護者、住民には話はしておりません。まず、最初は市民の代表である議員の了解を得てからというのが先決であると考えております。」との言葉がありました。委員会でほかの委員からもいろいろと意見が出ました。また、市内においても保護者から要望書が上がってきたり、様々な意見が聞かれるようになってきておりますが、旧西吉野村の住民の保護者への説明は一体どうなっているのか。

城戸保育所は、へき地保育所となっております。へき地保育所はもとも児童福祉法第三十九条で規定され、保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される施設ですから、旧五條市内の保育所とほぼ同じ理由で議論され、廃止されることには疑問を持っています。

先の八月十二日の合同委員会の際に、担当課長から城戸保育所と白銀北幼稚園とを廃止しても、賀名生幼稚園で預かり保育、受入れができるという態勢を整えている。統合ではなく、保護者に行く場所を選んでいただくと考えている。通園には園児バスを運行させていただきたいとの説明がありました。が、もともと交通条件など、恵まれない地域においての保育を目的にしているのでこの説明にも疑問を感じますが、仮に廃止された場合、保護者への負担が増えることは間違いなく、それに対する説明は不可欠でございます。

バスの運行と言っていますが、幼稚園と保育所の保育時間は違いますし、このバス運行に関してはどのような運用を考えているのか。地元、保護者にとって一番便利のように、保護者のニーズに合った運行が可能なのか。旧西吉野村の保育所が廃止になり、保護者の負担は増えて、旧西吉野外の保育所か幼稚園に替わることをやむなく選択しなければならないケースは発生しないのか。例えば、同居の祖父母が送迎を担当しているケースでは、通園が不可能になるという事態にはならないか。地域の小学校への入学を希望している場合、地域の幼稚園、保育所からスムーズに進学することで、保護者は一定の安心が得られるのではないか。理事者側から具体的に方法が示されないうまま、この条例の廃止だけを審議することには無理があると思います。まさか、廃止してから考えるということではないと思いますので、理事者側の計画を示していただきたいと思えます。

保護者や現場の職員の声を第一に、子供と保護者にとって最良の方法を考えていただきたい。

ちまたでうわさされているように、例えば条例廃止が否決になっても、市長は今回廃止を計画している保育所は休園にすると聞かしていると聞きますが、

旧五條市内にはほかにも保育所、幼稚園はありますが、旧西吉野村には保育所は城戸保育所一園しかなく、保護者にとっては切実な問題でございます。市長は、市民が安心して暮らせるためにも住民の不安を取り除く必要があると思えますが、そのような懸念はないのか、ないのならばここで明確に休園はしないと市民に説明していただきたい。

白銀北幼稚園の統合につきましては、総務文教常任委員会で詳細な説明を受けたいと思えます。

○副議長（太田好紀）山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下正次）三番川村議員の質問にお答えさせていただきます。

一つ目の地元説明についてでございますが、この統廃合計画につきましては、合併後進めておったわけなんですけれども、またその後、昨年には吉野市長が誕生いたしましたして、保育所統合ということで位置付けされておりました、前任者の方もいろいろと協議を進めてきたところと思っております。それを引き継いで、我々今年の四月から進めておるところでございますが、この保育所の廃止につきましては大変大きな問題でございます、我々といったしましても、この先進地であります市をいろいろ勉強させていただきました。その中の御意見もございまして、我々、この協議をした中でも、この地元説明におきましては、まず議会が終わってから行こうということで決定をしているところでございます。

そして、二番目の通園関係のバスのごことでございますが、旧五條市の保育所十箇所、今現在運営をしているわけでございますが、かなりへき地のところからも通園していただいている子供もいますが、そこらにおきましてもすべて通園は保護者負担というような形でやっていただいております、保護者が送り迎えをするということになっております。

西吉野地域は、そういった送迎バスを運行しております。そういった中、西吉野地域の城戸保育所のバスにつきましては、それを止めるとか、今現在のところはきっちりした結論は出ておりません。

そして、今後こういった少子化に伴いまして、今全体的から見たら充足率といえますのは、大体定数から見ましたら約六〇パーセント弱でございます。そして、今後は計画的に今四箇所挙げておりますけれども、すべての場所につきましてもいろいろ協議をしながら、廃止とはいかないかもしれませぬけれども、いろいろ計画を練っていかねければならないと思っております。

そして、もう一つの議会が通らなかつたら休止するという件につきましては、私はちょっと答えられないと思えますので…。
以上です。

○副議長（太田好紀）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）昨日もお話しさせていただいたように、少子化、子供は親も行政も多く育てて、これは子供のためなんです。親が子供のマイナスをするはずがない。みんなで育てらなアカン。これが社会性を生むんです。これが教育です。親が我が子のために、マイナスになることを考えるのはおかしい。私は思っております。

そして、西吉野については送迎バス、これはやっていますね。また、前村長の中垣さんも一つにするというお話はあったと、あんたの親戚やさかい聞いてまっしやる。そういうことも聞いております。

○副議長（太田好紀）市長に申し上げます。「あんた」ということ。訂正してください。

○市長（吉野晴夫）議員さんも、お身内の方やから聞いておると思っています。私はそういうことは、聞きました。そういうことで統合。

それから、五條の二見また岡ですね、これも皆さん、今現在親御さんが全部送り迎えをなさっております。三、四分、ちょっとよそに行けば全部行けるようになっております。西吉野の場合は、そりや勢井からもね、半時間も向こうの方からも来ておられる方、永谷から来ておられる方もおられるのではないかなと、これも思いますけれどもね。そういうところから見て、子供のために私は今、遅きに失したと昨日も答弁いたしました。三万七千の人口で十六の私立も含めた公立幼稚園も保育所も、これは多い。これをどないかしていかなん。しかしながら、やっぱりへき地をできるだけ残してはいかなければならないということですね。

私は子供の将来のためにできるだけ合併をして、多くの人で育てたい。また、それに伴う財政、これもその子供らに負担をさせないためにやってきたい。このように思っておりますから、親御さんは反対するんじゃない、私は自分の子供らのためにやっていくのが当然だと。行政も、我がまの宝である子供の将来のために多くの人でせつさたくま、中にはけんかもしながら育っていくというのが、それが本来でございます。

昨日も言いました。ブランコ一つでも並ばんなんということ、これも協調性、社会性の勉強になります。そういうことから、できるだけ将来のことを思えば、多くの仲間とともに幼児教育ですか、やはり三歳くらいになってきたら一番大事なときなんです。そのときに、我々がどないしていくか親も、子供のために多くで育てるとというのが一番いいと。（議場に声あり）

それから、休園ということは今のところ考えておりません。そんなこともありますんやなあ。そうですか。なるほど、そういうことも今は考えていませんけれども、教えていただいたんで、一回そういうことも考えてみます。

○副議長（太田好紀）市長に申し上げます。

簡単、めいりように。正しく名前を呼んでいただきたいと思えます。三番川村議員。

○三番（川村家廣） 一つ目の、これは昨日からの答弁にもありましたように説明はしていないということでしたけれども、八月十二日の総務文教常任委員会におきましても、地元の説明、保護者に説明をするのが一番大切じゃないのかというところで、やってなく出てきておると。そして、これ、否決可決わかりませんけれども、これ、議会が終わってから説明するって、とんでもない話やなど、順序が間違っていると、それが一点思います。終わってから聞くのはおかしいと思います。

それから、バスの運行はしておりますので、負担増にならないようにしていただくのと、市長はいろいろな話、口、出まかせで、上手なんで、べらべら保険屋さんの手法で今まで全部やっておって、前向いて、全部お前が悪い、お前が悪いというような。わし聞いておったら、全部そういう、相手が悪いというようなことでやっていると思います。そやけど、やっぱり人の話も聞きながら進めてもらわな、こんなもん市長、あきまへんで。「そのとおり」の声あり）なんぼでも市長、言うてくれても構いませんのや。そやけど、常識的に話も聞いて進めてもらわなければ、こんなんあきまへんわな。

とにかく、もういいですわ。昨日の一般質問で田原議員それから藤富議員、又は大谷議員さんがやられておりましたように、いろんな反対の意見も出ておりました。とにかく、住民、保護者への説明が大切であるということで、要望して終わっておきます。（「六番」の声あり）

○副議長（太田好紀） 六番益田議員。

○六番（益田議員） 私も厚生常任委員会に所属しておりませんので、ちよつと質問させていただきます。

今、川村議員もおっしゃっておいりましたように、部長の答弁では議会が終わってからという答弁ですけれどもね、議会が終わって、議員さんが納得してくれたさかいつて、それを材料に説明しに行きますの。ええ。そんなあほな話あれしませんやろ、これは。（議場に声あり）やっぱり自分らがちやんと、関係者というのか保護者に先に、こういう情勢やとか、市長はこういうお考えやとかということで、先に説明してもらわな。と、僕は思います。

集団、今市長さんもおっしゃっておいりました。そら、ブランコを並んで待つということも一つの教育かもわかりません。やっぱり、我慢、辛抱ということも、これは教育の一つだと思えますけれどもね。そしたら、この集団生活していく、それは何人が限度だと思つていますか、何人が。

それと、財政的な面もあると思います。今四園ですか、幼稚園を除いて、廃止したら、五條市はどれだけの経費が助かるのですか。そして、この四園からどれだけの保育料を頂いているのか、ちよつと教えていただけますか。

○副議長（太田好紀） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下正次）六番益田議員の御質問にお答えさせていただきます。

この保育所の集団生活なんですけれども、一応一番適切な、小さいところは小さいのいいところはあるのですけれども、子供たちに対しましてはある程度の集団というような形で、一番いいのは六十人から八十人くらいの保育所が一番適切な規模と聞いております。

その中で適切規模といえますのは、全体的に七十人というのじゃなしに、三歳児保育、四歳児保育、五歳児保育があるわけなんですけれども、そこである程度バランスのとれた児童を確保することも必要でございます。

そして、今経費の面でございますが、保育所関係につきましては大体七億九千万ほど現在のところ要っております。そのうちで、交付税で国から、三位一体の改革で十六年度からは地方交付税で入っておりますので、約一億五千万ほど交付税で入っております。そして、保護者からの保育料といまして一億八千万、それと県、国の補助を合わせまして三億九千万ほど歳入として入っております。

そして、四園を廃止したらどれだけの経費が助かるのかという御質問でございますが、この件につきましては、大体それぞれ児童一人当たりの保育といえますのは、一番低いところで約六十三万ほどございますし、一番高いところでは三百十万ほど要っております。平均では、大体百万前後のところが多くございますので、できるだけコストを下げるという問題もございますけれども、集団になりましたら管理者が所長だとか、二人おったところが一人で済みますし、その代わり直接児童の保育する保育士が充てられますので、そういったところでサービスも生まれるのと違うのかなと考えております。

以上です。（「四園廃園したらどれだけ経費が安くつくか」の声あり）

すみません、大体我々は一億くらい、（議場に声あり）四園ではきっちりした数字は出ませんけれども、阿太も阪合部もこの前の計画どおりに行きましたら、大体一億ほど下がると思っております。

○副議長（太田好紀）正確な金額を明確に言ってください。大体ということでは……。山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下正次）これから改革していくことございまして、正確に幾らという単価は出ません。そういった形で一億ほど下がるのではないのかなと思っております。（「六番」の声あり）

○副議長（太田好紀）六番益田議員。

○六番（益田議員）いや、部長、四園ですか、まあ一つ野原東は休園になっているけれども、なんぼかの経費も要っていると思いますけれども、今廃園しようという保育所の一年間の経費がなんぼ要るかくらいはきちっとわかってますやな。それを四つ足したら全部出てくると違いますの、四箇所の

経費が。わかれへんの、大体しか。それ足してくれたらいいん違いますの、約一億とか、阿太も廃止したらなんぼやとか。今、四園を廃園にしたらなんぼ助かる、経費が幾ら助かるのですかと聞いているのです。予算組んでいるのにわかれへんの。

○副議長（太田好紀）山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下正次）益田議員の質問にお答えさせていただきます。

平成二十年度の予算ベースで説明させていただきましたら、保育所十一箇所では約五億五千万要っております。その中で、四つの保育所、岡保育所でしたら五千百六十二万、そして城戸では三千百九十八万、そして阿太保育所が三千八百六十八万、阪合部では三千九百四十九万とあるわけなんですけれども、現実には保育所を廃止したさかいということだけでこれだけ金額が減ってくるわけではございませんので、今、きちんとした数字は出ませんけれども、先ほど説明させていただいた一億程度下がるのではないかなと思っております。（「六番」の声あり）

○副議長（太田好紀）六番益田議員。

○六番（益田議員）一億ほどというのは、岡なら岡、二見なら二見が廃園になってもその子らはどっかへ行かなしやあない。そこでまた経費が増えますな、その保育所。この子らがもう五條からおれへんようになってどっか行ってしまうというのなら別やけれども、どっかの保育所に通うと、そこで園児が増えたら経費が要るわけですわな。その差引きをして約一億くらい。阿太も阪合部も、そこまで廃園にして一億くらい五條市の経費が助かるということですか、今の説明でしたら。はい、わかりました。

あのね、市長さんに、阿太もこの前八月の三十一日に保護者会全部が寄っていただきまして、私に一遍説明に来てくれということで行かせていただきました。しかし、私が説明すると言いますが、私が廃園にしようと言っているのと違いますから、こういうことが言われておりますというお話だけさせていただきました。そして、それは難儀やなあということ、今署名活動をしていただいておりますけれども、夫婦で来られていた方がね、吉野市長に言うといってくれと。こんなことでは、五條市に若者が育てへんやんかよと。保育所までなくされたら、おれらは五條市で住んでいる意味がないんやと。もっと便利のいいところへ出て行きたいということだけ、市長に言うといってくださいということでございましたので、私、お伝え申し上げたいと。ね、若者の育つまち、少子化対策と言いますが、逆行しますわな、このやり方やったら。その点、よろしく願い申し上げますと思います。（「十九番」の声あり）

○副議長（太田好紀）十九番榮林議員。

○十九番（榮林末次）私もちよっと、岡保育所については地元でございまして、一応この件につきまして御質問いたしたいと思っております。

先日来、今まで…、私、これから言うこと、基本は説明責任ということですから、先日合同委員会をされて、初めて我々は廃止統合について説明を聞いたわけですね。

それから、先日、地元の保護者会の方々が署名を提出したんですわ。その午前中、私の家においでいただきまして、そしてまあ一応状況を教えてくれということで、我々としては余りにも性急なので、時間を頂かなければ心の準備もないという話でしたんやけど。それで、私はいろいろと財政状況そしてまた廃止した場合、この間の説明では一億二、三千万という話が出ていきましたので、その話もいたしました。今日はその件で一億から動きませんけれども、それ一つ出たので言うておきますけれども、説明するときは、どこで説明するときも同じ金額にしなければ、後からこれ、保護者会に説明したのと違ったということになれば、私が大恥かかんないので、その辺もつとしっかりしてくださいよ。

それは別として、保護者会の皆さん方も、岡の場合は御承知のとおり老朽化しています。老朽化しているところへ駐車場が借地と。この借地につきましても、あの土地につきましては、私が地権者にお願いたしましたして、京奈和自動車道の下ができたなら、あそこができるまでということで一応今まで借りておるのですが、一応引き続いてということに貸していただきますけれどもね。条件はそういうことで貸してもらっていますので、いずれにしても、狭あいですし老朽化している話もすべて二時間半くらい話したすかな、いろいろと。そして、余りにも性急すぎると、そして現在行っている子が、いずれにしても来年の三月三十一日で替わるということになったら、それはまあ低学年の人はまたそのまま行くことになるんですけれどもね。そやけど、初めて入る人が、募集は岡でされた場合は岡で、今井に行かんなんということになったら今井で募集していただいて、そして、それで希望ならそこに行くという形をとってもらえなあという、そんな話も出ていましたけれども。これは、本当にうそのない正直な話をしていまして、残していったら、五條市の赤字がだんだん増えて、そして今、お子さん抱いて来てましたんで、この子らの肩にもかかりますと。だから、お互いに痛い目をするときはせなあかんのちやいまつかということいろいろ話しましたんですけれども、ただ、説明責任をされない、結局説明は合同委員会で説明したので引き続きせよと、私は言うてありましたので続いていると思つたら、現在まだ一回もしていないということですね。ほんで、本議会に出て、ここで決めて、今、益田君言うつたように議会で決まったからということだけで、そういうような説明だけやつたら、これはつきり言うたら、そんな考えしているのならば、否決せなしないということにもなるし、私は継続審議して、継続審議ですつとこれ説明も終わって、それから、まあもう一遍と思いましたが、そういう答弁ならもうこれは否決よりやむを得んかなと、こう思つたりしてますんやけれども。私は、やっぱり五條市の将来を考えたら、これは閉鎖するところは閉鎖していくのが本当の正しいいき方じゃないかなと。それで、保護者だけの意見じゃな

しに、議員として考えた場合は時期かなとは思いますが、そういう理事者側の説明が全くなされていない。

そしてまた、今、山下部長、前の市長から話があつて、今現在の市長に引き継いでいろいろ検討しているのだと言うけれども、出たのは今ですよ、正式な場に。そして、前からの人から出ておつたんやったら、今年当初にでも、三月くらいからでもこの話を出しておいて、そして、保護者会あるいは自治会とも話し合いをしていったら今回成立するかもわかりませんわな、はっきり申し上げて。そやけど、あんたらのやり方、卑きょうですわ、大体ね。議会に出して、一箇月もせん間に本会議の条例出してってね、これはちよつとやり方が余りにも性急すぎると思ひますので、はっきり申し上げて、これから即、議会で説明は行けないと思ひますけれども、だから今回は私はできました、私の考えですけども、皆さんは否決か知らないけれども、そういう気持ちがあるんならば、あるんならば、これは今回否決じゃなしに、一応流しといたらなと思ひますが、多分もう決まってますやろ。行かないということですか。説明はしないということですか。決まってるからでないということであれば、意味ないですよ、これ。それやったら、ここで否決しとかなね。それを一遍正直に、腹言いなさいよ。継続審議しといたらね、その間に説明に行くのか、その辺ははっきり言いなさいよ。そんな、ちらほらちらほらと、今だれか質問していましたやろ、川村さんも。休園するとか廃止するとか、これは市長の権限でできるんじゃないかな、そういう話が議会前に一人歩きするさかいあきませんのや、軽々しく。世界中捜しても、そんな市長おりませんで。だからその辺、ちよつとはっきりしてください。

○副議長（太田好紀）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）榮林議員の質問にお答えさせていただきます。

この件につきましては、やはり私は遅きに失している部分かなと思つていることはそのとおりでございます。

榎市長また前西吉野の村長は別といたしまして、受け継いだこの五條の中をどのようにしていくか。もちろん、保護者の説明ということも、これもよくわかつております。ただ知らなかつたというのじゃなくて、十分関係者とも話をした中で、卵か鶏かというお話になりました。しかし、やつているところをちゃんと聞きに行かせたところ、やはり議会でいろんな判断をしていたかと。もちろん、父兄の方の意見も大事は大事ですけども、議会でまず判断していただくということ。そういうことになつたわけでございます。だから、議会でいろいろと慎重審議していただいた結果、先に市民にとつても、私は議事を軽視しておりませんのでね、議会の方に十分判断していただいていたらいんじゃないかなと。ただ、正直言いますと、改革ということ、説明をすると非常に難しいという御意見があつたんです、これ。現実ね。そういう中で改革ということになれば、これは非常に難しいぞと。勸奨制度にしても、対象者にいちいち聞きに行つてというわけにもいきません。よその都市では四十くらいから勸奨していると

ころもいろいろある。しかし、我がまちは我がまちのやり方で、この幼児教育のことにつきましてできるだけ改革していかなんとは、この十六の数が多いのか、少ないのか。私は、多いと思っております。だから、へき地もあります。そういうことも勘案した中で、できるだけ数を少なくしていく。それは、不便であろうと子供のためである。そして、送り迎えも現在、おじいちゃんおばあちゃんが連れて行くのじゃなくて、調べたところ、みんな車で送り迎えしております。ただ、数分余計に走るだけで五條市内の方には大体行けると、このような状況でございます。

(議場に声あり)

○副議長(太田好紀) 市長に申し上げます。質問とはかけ離れていますので、簡単、めいりょうにしゃべってください。榮林議員。

○十九番(榮林末次) それと、吉野市長は素人ですから知らないのだと思います。しかし、ナンバー2の副市長は、これはベテランの行政マンですわ、これ。だからその辺、私は説明せえと言うとんのであって、やっぱりまず説明は議会にして、了承をもらえと言っているのと同じです。理事者側としてこれをこう取り組みたいんやという説明をして、二委員会の合同委員会でしたけれども、やはりああいうことは全協でやるべきですね、はっきり言って。説明は、全議員に関係することですから。だから、それは終わったことですからよろしいんですが、そして、父兄、あるいは自治会に説明するのですが、余りにも期間がないので、性急すぎてそういう説明する時間がなかったんでしょう、正直に言うたら。全くそうか、最初からする必要ないと、こういう話もあったと聞いているのですが、その辺どうでんの。あんたら、する気なかったんでしょう。第一、する気あってもできませんけれどもね。だから、やっぱりもつとこういう重要なことは一年前から説明していかな、なんぼ父兄の人でも子供持ったたら近いほどええのわかつとるし、そらみんな残してくれという希望はすると思いますよ。思うけれども、そこは理事者側の説得力ですわな、はっきり申し上げてね。世の中為せば成るって、何事も、つてありますやろ、言葉。やろうと思ったらどんなことでもできません、日にちさえあれば、そうでしょう。説得したらよろしいんやな。だから、そういう時間も今日なかったということでもあるし、全くする気もなかったというふうに聞いていますけれども、だから今回はやっぱり、みなさんどう思っておるか知れませんが、これは採決することには私は賛成しかねます、はっきり申し上げます。だから、今後の説明、どういう説明、これも、どっちか結論出まっしゃろ。結論出たときに、どうしますの。万が一否決になったときにはどうしますか。理事者側としてどう計画立っていますか。

○副議長(太田好紀) 市長に申し上げます。簡単、めいりょうに、的確な答弁を願います。吉野市長。

○市長(吉野晴夫) 否決されたら、それは皆さんの御判断だと思っております。(「十八番」の声あり)

○副議長(太田好紀) 十八番土井議員。

○十八番（土井康嗣）先月の十二日でしたかな、合同委員会でも申し上げましたとおり、基本的には、きちっと整理できた集団の中で子供が育つというふうに考えておられますので、進め方に対しては理解させていただいております。しかしながら、岡保育所に関しましては、今山下部長の説明にもありましたけれども、六十名くらい、最低でも六十名くらいが適当というふうな答弁がありましたけれども、岡の保育所、定数六十名です。現在四十二名おります。団体生活としてきちっと、父兄も共にやっている行事もたまに目にすることもありませうけれども、理想的な形と違うかなど。都会と比べたら、そら全然保育所の数もまた規模も変わってくるのかわからんけれども、五條市の地形とか人口とかいうことを、そういった背景をずっと考えた場合に、私は理想的な形であるのと違うのかなど。これを存続せんと、岡保育所を廃止するという意味が納得できませんけれども、その点について説明を聞かせていただけますか。

○副議長（太田好紀）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）土井議員さんの思いはよくわかっております。しかし、我がまちの特異な、この広大な土地の中で、人数が少なくてもできるだけ残さなければならぬということもあります。そういうことも勘案しながら、できるだけ財政事情も、また、子供のことも考えていくと。だから、そういう交通の便、そういうところにはできるだけ御協力していただきたい。そして、父兄の説明が、説明がおっしゃいますが、説明しても理解が大事だと私は思っておりますので、……これは余計な答弁ですな。はい、そういうことです。（「十八番」の声あり）

○副議長（太田好紀）十八番土井議員。

○十八番（土井康嗣）急激な少子化と、昨日の一般質問で市長の答弁にありましたけれども、ずっと今田市長の時分から、なかよし保育園ができた時分には、市の保育所も民間に委託したらどうやろというような話も出かけて、議員の中でもやらせてもらおうかなというくらいのことがありましたけれども、将来は、急激に少子化になったのではなしに、将来は少子化になるというふうな見込みで保育所も建てられない、そやから保母さんは大勢いるけれどもというふうな考え方のもとに、正規の採用やなしに、保母さんはずっと臨時で採用されてこられたと思います。そやから少子化、少子化、言うけれども、うちの垣内の中になかよし保育園ありますわ。ここは、やかましいくらいにぎわってやっています。私立やったらあれくらいやれるのに、市立ではできんのかというふうに感じていますんやけどね。

田園に買ってこられた人は多分知っておられると思いますが、最初、田園開発をするときに、保育所と中学校の用地と消防の分署の用地、これは設置するというので、青写真を見せて、岡地区は隣地の同意判も押させてもらったと、そういうふうな約束があったのですけれども、北部幹線駅の北側から三一〇号へ抜ける道、あれを今田市長になつてから農免道路から北側、大和に五二パーセント持つという約束になつておつたのを一〇〇

パーセント大和にさせ、農免から南側も三八パーセントという約束だったけれども五〇パーセントにさせとか、大和に、水道にしたかつて、今田市長の実家くらいから田園に入っていくというふうな計画であったのを、いったん上之町まで上げて、減圧しながら大和に送ると。そのことによって、上之地区、北山の一部、西久留野の一部というふうなことでね、大和と交渉していた職員が、おれが今日までに交渉していただだけでも五條市に三十億からもうけたんやと。大和にそれだけの負担をかけたんやというふうなことがありましたんやけどね、そんな話してましたけれども、そういうふうなツケの一つでっせ。保育所の用地を残してもらえんとそのままおるから、田園の人らも現在は岡保育所へ来られておると違うのかなと思えます。

そやから、百何十人にならんことには理想的やないというような考え方もできるのかわかりませんが、やっぱり岡は岡としていろんな特色があつて、伝統的にこうしてきとんやからね。

それと、北宇智保育所に一緒になるっていうような形になってますやろ、これ。岡保育所、近内町何番地って書いてありますやんか。これは、岡保育所へ現在入っておる人で、牧野保育所に入所したいけれども、入っておるけれども、最後まで岡保育所でおったんでは、また、宇智野保育所でおったのでは、小学校で知った友達がおれへんようになるからと言って、三歳児になった時点で岡や宇智野保育所におった園児が牧野保育所に替わっているというふうな現状を考えたとき、北宇智と岡は小学校区違いますやんか。そやから宇智野保育所へということであればまた考えられるけれども、北宇智保育所へって、これそういうふうな、……書いてない、岡保育所を北宇智につけて書いてあるやん。こう言うて説明もしてましたやんか。……そこまで、一応答弁してくれませんか。

○副議長（太田好紀） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下正次） 土井議員の御質問にお答えさせていただきます。

今の岡の保育所につきましては北宇智というのではなしに、岡を廃止するという形で、条例は順番に入っておりますので、岡を廃止するという形でございまして、できましたら小学校区であります宇智野保育所に入っていたらなと思っておるところです。（「十八番」の声あり）

○副議長（太田好紀） 十八番土井議員。

○十八番（土井康嗣） 岡保育所を廃止にして、自分の希望のところへはどこにでも行けるということですか。（「はい」の声あり）わかりました。

それと、そういうふうには先ほど説明させてもらった経緯がありますので、これを廃止してということになってきたら、岡だけではなしに大変な負担を市民にかけるわけですやろ。やっぱりこの間からの、岡保育所の保護者が陳情書という形で署名したのを持ってきたのを読ませてもらいましたけれ

ども、岡の保育所でないという希望のもとに入ったというふうなことが書いてありましたけれども、それだけ負担をかけるのに廃止していかんことにはという財政的に厳しいというふうなことですのに、さつきもちよつと言わせてもらいましたけれども、以前はなかよし保育園できた時分は、なかよし保育園でも世話にならんなんというふうな感じで、市からも扶助費という形で出していますわな。ちべん保育所の方にも出していますわな。それが、今から十年前というたら、平成十一年ですんやけど、平成十一年に扶助費という形で出しておつたのと、今、平成十九年の予算でいったら一千万上がっていますやん。だんだん市は廃止にいかんなんというふうな形で進めてきているのに、私立の保育園に対する扶助費は上がっていますやん。これカットしてもいいくらい違いますか。保母さんでもどんどん雇わなければならないという時分に、そやけど雇われないから臨時で雇ってというくらいにやりくりしてきていたものをね、今、なかよし保育園とかちべん保育園とか、十一年度よりずっと上がっていますやん。そこらをきちつとカットしてこんことには、やっぱり岡の保護者はもちろん、地区住民も、保護者は今だけやけど、地区の住民は将来のことがあるさかい、説明してもらわなあかんのかなと思いますけれども、地区の住民らにしたかつて、なかよし保育園を育てるためにカットするかというふうな話しています。この間から神社の下刈りに行ったら、皆そう言っています。そこらどないなっているのですか。

○副議長（太田好紀）山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下正次）土井議員の質問にお答えさせていただきます。

扶助費につきましては、国庫では四分の二、四分の一、市が四分の一というふうな形で負担しているところでございます。この金額については、一人当たりの人数によって扶助されておりまして、この四分の一というのは変わってございませぬ。人数は増減があると思うのですけれども、以上です。（「十八番」の声あり）

○副議長（太田好紀）十八番土井議員。

○十八番（土井康嗣）これ、ちべん保育所のことに関しては知りませんが、なかよし保育園のときには、建てたときにわしも議員でございましたので、要望があつて、そして議会でも諮つて、そして扶助費をつけるというふうになりましたんやで。そやから、そんな決まっておるつて。それを、ほんまやったら全部カットしてもええんと思ひます。なんぼかの保育所を廃止にするんやからね。そのくらい厳しいときやから、よそこにこんなもの、私立のところへ扶助費を持っていかんなんことないやろ。そやけども、余りにもと思うんやたら、計画的にどんな形で扶助費を渡すというふうな形にしたらわなね。そういう説明もあらへん。そこらも説明、保護者やら地区の住民に説明あれへんたらね、こうしてなんかの奉仕とかで寄つたときにそんな話し出でますもん、説明責任せなね。やっぱりこんなん、これは慌ててやつたのでは、せつかく結果がええことであつたかつても、

皆の納得は得られないことになるのでね。

どっちにしたかって、時間もたっただけですので、私はこのことに関しては反対すると、反対するというふうに意見を言うという、また、厚生常任委員会でやっていただきたいなと思います。

○副議長（太田好紀）答弁はよろしいですか。（「あるんやったら、してください」の声あり）岡本市長公室長。

○市長公室長（岡本正人）土井議員の御質問にお答えさせていただきますが、なかよし保育園の、いわゆる議会の議決をもらってというお話は、多分あそこの保育園を増築したときの補助金だったと、私は記憶しております。

そして、保育所の委託費ですけれども、なかよしとかちべんがあるわけですけれども、三歳児でしたら一人頭なんぼ、四歳児で一人頭なんぼというような国の基準に定めておりますので、そこに五條市の児童が措置されておりましたら、その分をそこに委託としてお渡しするという形に、法的になつておりますので、それはどうしようもないということになります。決まっております。（「七番」の声あり）

○副議長（太田好紀）七番山田由比己議員

○七番（山田由比己）ちょっとお聞きするんやけども、野原東保育所というのは今現在休園になっておりますね。それいつから休園になっておるのか、その休園になってかなり年月あると思うのですけれども、今までの間どういう意図で廃止にせずに置いてあったか、ちょっと教えてもらえますか。

○副議長（太田好紀）山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下正次）山田由比己議員の質問にお答えさせていただきます。

野原東保育所の休止は、平成七年からでございます。そして、それをすぐに廃棄撤去ができなかったのは、そういった建築費の償還がございますので、それがまだ償還年度に入っておるといふような形でございますので、廃棄はできなかったわけでございます。

そして今現在は、それにつきましては、会議室とかそういった形で使っております。（「七番」の声あり）

○副議長（太田好紀）七番山田由比己議員

○七番（山田由比己）そしたら、それは償還済みで廃止ができるということになっておるといふことですね。それはいつ、その償還は切れたんで。

○副議長（太田好紀）山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下正次）山田議員の再質問にお答えさせていただきます。

法律が変わりまして、今現在は十年を経過したものについてはもう償還しなくてもいいということになっておりますので、今まででしたら四十年、

四十五年ということがあったわけなんですけれども、今十年以上たつておるものにつきましては、償還しなくてもいいということになっております。

以上です。（「七番」の声あり）

○副議長（太田好紀）七番山田由比己議員

○七番（山田由比己）だから、それはいつの日ですかと聞いておると、それは昨日、今日の話と違うと思います。だから、まず廃止せいかん分から先に廃止するのが当然やのに、それを長いこと置いてから、これまだ岡保育所は、先ほどの議員さんもお話ありましたように、六十人のところがまだ現在四十人おるんですよ。だから、そんな保育所をすぐ三月に廃止。今まで、もう廃止すべきのところを廃止せずに、なぜそんなに急ぐのか。

もう一つは、議員の中の話をつて言っているけれどもこれは反対で、今日も朝、朝の早くから、もう七時ごろになつたら保護者の方々と今日も出会いました。署名運動にずっとまわつておりました。なんとか残してほしいんやと。だからそういった姿を見ておつて、やっぱり役所、何の説明もしないのかなというので、大変残念やなという思いです。

あと、私厚生ですので、その委員会の方で、もつとやらせてもらいますけれども、はい。

○副議長（太田好紀）質疑を終わらせてもらいます。（「十八番」の声あり）土井議員、一回のみでお願いします。

○十八番（土井康嗣）先ほど、前に岡の保育所には岡の人間が十人余りで、ほかがほとんど田園やつたというふうなことやね、四十二名おるけれどもつていうふうな話がありましたやろ。そやから、田園を開発するときの経緯を話させてもらつて、あそこに保育所の用地も計画ではあつたんやとこのとで説明させていただきましたのでね。そやから、それができてないんやから岡の保育所に来ておつて当たり前というふうな感じで、岡の人間が十人しかおれへんので、もう先ではおれへんようになってしまふやろというふうな考え方はやめていただいて。やつぱりそれと、六十人枠で四十二名というたら、枠いっぱいはい、いつでもおるといふようなことはあれしませんわな。議会かつて最高の定数は二十六名までいけるけれども、来年の十一月以降の選挙では十五名に減らすとか、枠は余つていて普通ですのでね、何があるやらわからないんやから。そやから六十名の定数の中で四十二名やつたら、これは理想的な形と違うかなと思いますので、そこらは申し上げておきます。

○副議長（太田好紀）質疑を終わります。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

○副議長（太田好紀）次に日程第六、議第五十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第五十七号 五條市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明を求めます。岡本市長公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人）ただいま上程いただきました議第五十七号の提案理由について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十四ページを御覧いただきたいと思えます。

五條市認可地縁団体印鑑条例の一部改正につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成二十年十二月一日から施行されるため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、同法の施行に伴い認可地縁団体に係る準用規定が民法第五十六号等から新設された地方自治法第二百六十の三から二百六十の三十九までにおいて、具体的に定められることから文言の整備を行い、登録資格の規定を定めるものであります。

施行につきましては、平成二十年十二月一日としております。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（太田好紀）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（太田好紀）異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○副議長（太田好紀）次に日程第七、議第五十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第五十八号 五條市農業集落排水処理施設条例の一部改正について。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明を求めます。林生活産業部長。

〔生活産業部長 林 正信登壇〕

○生活産業部長（林 正信）ただいま上程いただきました議第五十八号 五條市農業集落排水処理施設条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正は新たな事業所が新設され、西吉野滝地区にあります農業集落排水処理施設に接続のため、使用料を徴収する必要が生じたため改正するものでございます。

事業所の内容といたしましては、通所介護施設、新築部分の床面積は六七・八四平方メートルであります。恐れ入りますが、議案書の十六ページをお開き願います。

別表、使用料金表の、種別一般家庭以外の使用料欄の、奈良県農業協同組合（賀）共撰分場を一般家庭以外の事業所と改め、使用料は現行のままであります。

なお、附則の条例施行日は、平成二十年十月一日からとしております。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（太田好紀）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（太田好紀）異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○副議長（太田好紀）次に日程八、議第六十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第六十号 五條市基本構想を定めることについて。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明を求めます。田中総務部長。

〔総務部長 田中 衛登壇〕

○総務部長（田中 衛）ただいま上程いただきました議第六十号の提案理由の説明を申し上げます。議案書の十九ページを御覧いただきたいと存じます。

本市の総合計画は、平成八年三月に第四次五條市総合計画を策定し、これに基づき行政運営を推進してまいりました。

この間、少子高齢化の進行、経済成長の低迷、特に市町村合併など本市を取り巻く環境が大きく変化しており、今回の計画につきましても、合併をして最初の総合計画であり、本市のまちづくりを進める上で最も基本となる計画として、平成十八年度から二箇年余りをかけて作成したものであります。

これまで、「市民と行政が共にづくり、共に実践することが重要」との認識に立ち、市民の意識調査をもとに、職員による策定部会や策定委員会、また、市議会議員や各種団体の市民代表で組織する総合計画審議会等で四回にわたり審議を重ね承認いただいたことにより、今議会で審議をお願いするものでございます。

別冊の第五次五條市総合計画「基本構想」（案）を御覧いただきたいと存じます。

この基本構想は、まちづくりの理念と目指すべき将来像、それらに関して市民と行政とが共有すべき目標や基本方針を示すものであります。表紙をめくっていただきますと、目次となっておりますので、大きく一編が序論、二編が基本構想と分かれております。

まず、一編序論につきましては、一ページから十三ページの編成としております。

第一章は「計画策定の主旨について」定め、第二章は「計画の構成と期間」について、総合計画は「基本構想」及び「基本計画」から構成されており、期間につきましては平成二十年度から平成二十九年度までの十年間としております。

二ページから三ページでは、第三章として「社会動向」について掲げております。

次に、四ページから十一ページにわたりまして、第四章として「五條市の概況」について掲げております。

次に、二編基本構想につきましては、十四ページから二十九ページまでの編成としております。

まず、第一章「総合計画策定に際しての課題認識」につきましては、これまでに把握してきました「社会動向」、「五條市の概況」、「市民ニーズ」などを踏まえて五つの課題を挙げております。

十五ページで、課題認識一は、地域の特性をいかした産業振興施策の推進について、課題認識二は、人口減少と少子高齢化社会への対応について、課題認識三は、安心を支える生活基盤の確保について、課題認識四は、豊かな自然環境や世界に誇れる歴史資源等の保全について、十六ページでは、課題認識五は、行政運営・まちづくりへの市民参画の促進、以上の五項目を本計画策定に際しての課題として整理をいたしております。

次に、十七ページから二十四ページの第二章「五條市の将来像」につきましては、第一章で整理しました課題を解決するために、目指すべき目標やそれを実現するための基本的な考え方を示したものであります。

まちづくりの方向性を示す基本理念としましては、合併協議に伴う「新五條市まちづくり計画」の理念をベースとしながらも、人口の減少と産業の停滞による地域活力の低下が進んでいる現状を踏まえ、五つの基本理念を設定しております。

まず、一つ目に、地域活性化・教育の分野として「地域の活力を支える産業と人材が育つまちづくり」について。

二つ目に、安心・安全の分野として「みんなが安心して暮らせるまちづくり」について。

十八ページでは、三つ目に、人・文化・情報・情報の交流として「南和地域の人・文化・情報の交流拠点となるまちづくり」について。

四つ目に、環境・歴史の分野で「豊かな自然・誇りある歴史と共生する快適なまちづくり」について。

五つ目に、社会参加の分野として「すべての人が社会参加するまちづくり」の五点を掲げております。

次に、十九ページの「将来像」では、「新五條市まちづくり計画」における「将来像」を継承し、「豊かな自然と歴史が織りなす、なごみとロマンとふれあいの創造都市」と定めております。

二十ページでは、「将来の人口の見通し」につきましては、産業の振興による雇用の確保を始めとする若年層の市外への流出を抑制するための施策の実施を加味しまして、平成三十年における本市の人口を三万五千人と設定しております。

二十一ページから二十四ページには、「地域別土地利用の方向性」としまして、地域の特性を生かしながら一体的に発展していくまちづくりを目的するため、各地域に有する施設や資源を生かしたまちづくりの方向性や、地域間の連携・役割分担等の方針について、五箇所の拠点整備の方針、七地域のゾーン整備の方針、三種類の連携軸を設定しております。

次に、二十五ページから二十七ページの第三章「行政の経営方針」につきましては、(一)行政経営の基本的考え方、(二)市の使命と市民に期待される役割、(三)行政の経営方針について掲げております。

次に、二十八ページでは、第四章の「まちづくりの体系」の(一)主要施策につきましては、先に示しております五つの基本理念に、それぞれ三つから五つの主要施策を設定しております。

最後に、二十九ページの(二)「まちづくりの体系」は、これまで説明をさせていただきました「五つの課題認識」、「将来像」、「五つの基本理念」、「二十の主要施策」の相互の関連を表しております、その実現に努めることとしております。

以上で、第五次五條市総合計画基本構想についての提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○副議長（太田好紀）次に日程第九、議第六十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第六十一号 新五條市まちづくり計画の変更について。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明を求めます。 田中総務部長。

〔総務部長 田中 衛登壇〕

○総務部長（田中 衛）ただいま上程いただきました議第六十一号の提案理由の説明を申し上げます。

議案書の二十ページを御覧いただきたいと存じます。

本計画の変更理由といたしましては、みどり園のごみ処理施設改良事業の追加等を行い、合併特例事業債の対象事業とするものでございます。議案書の二十一ページを御覧願います。

本計画の三、主要施策Ⅰ豊かな自然・誇りある歴史と共生する快適なまちづくりの施策展開の欄中、四行目からになります。 「ゴミの減量化やリサイクル化に取り組むほか」の次に「合併によるゴミ処理の受入れ等による施設の改良や」の文言を加えるものでございます。

次に、議案書二十二ページを御覧ください。

本計画の主な事業・取組の欄中、「ごみ減量化・リサイクルの推進」の次に「ごみ処理施設改良事業」を加え、右欄に事業・取組の概要としまして「合併に伴う、ごみ処理の受入れに対して、処理施設の機能の改善を行い適正な処理能力を確保するための、施設の改良を行います。」の文言を加えるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。 よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番佐久間議員。

○十四番（佐久間正己）今、総務部長から御説明をいただいたのですが、昨日の一般質問での合併特例債うんぬんというお話がございました。

今、部長の方から御説明の中で、この文言を入れることよって合併特例債を活用してということではないのか、先ほどの説明で漏れ落としたところがありましたので、再度確認ということで、合併特例債を使って今のみどり園のこれからの対応をするということですか。

○副議長（太田好紀）田中総務部長。

○総務部長（田中 衛） 佐久間議員の御質問にお答えします。

はい、そのとおりでございます。今回の六億円の大規模改修の財源として合併特例債を利用したいと、このように考えております。よろしく願います。

○副議長（太田好紀） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○副議長（太田好紀） 次に日程第十、議第六十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文） 議第六十二号 平成二十年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定について。

○副議長（太田好紀） 提案理由の説明を求めます。田中総務部長。

〔総務部長 田中 衛登壇〕

○総務部長（田中 衛） ただいま上程いただきました議第六十二号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十年度五條市一般会計補正予算（第二号）を御覧いただきたいと存じます。

一 ページにつきましては、今回の補正は歳入歳出それぞれ五千九十五万一千円の追加でございます。歳入歳出の予算額はそれぞれ百八十億百四十九万七千円となります。

第二項は農地災害が発生したことによりまして、歳出予算の「十一款予備費」を「十二款予備費」に改め、「十一款災害復旧費、一項農林業施設災害復旧費」を新たに加えるものでございます。

次に四ページの第二表地方債補正につきましては、消防車両整備事業債の追加と、一件の限度額変更でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。主なものについてのみ説明申し上げますので、御了承賜りたいと思います。

八ページを御覧ください。

二款総務費、一項総務管理費、十一目自治振興費、十八節備品購入費二百五十一万円につきましては、財団法人自治総合センターのコミュニティ助

成事業として採択されましたので、自治会活動等に必要となる施設用備品の購入費でございます。

二項徴税費、二目賦課徴収費、二十三節償還金利子及び割引料二千八百万円につきましては、十九年度に所得税から住民税への税源移譲されたことに伴いまして、十九年度の所得が十八年度と比較して大きく下がるという所得変動があった人への住民税の還付金を追加するものでございます。

七款土木費、四項都市計画費、一目都市計画総務費、十三節委託料五百七十万円につきましては、市街化区域線引き見直し素案作成業務と国道一六八号ほか航空写真撮影業務の委託料でございます。

九ページに移らせていただきます。

八款消防費、一項消防費、三目消防施設費、十八節備品購入費八百四十万円につきましては、小型動力ポンプ付積載車の購入費用でございます。

十ページに移らせていただきます。

十一款災害復旧費、一項農林業施設災害復旧費、一目農地災害復旧費、十五節工事請負費五百四十一万八千円につきましては、去る五月二十五日の豪雨によります市内六箇所の災害復旧費でございます。

次に、歳入につきましては、五ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括により御説明申し上げます。

十二款分担金及び負担金で二百四十八万二千元、十五款県支出金で一千三百九十八万八千元、十八款繰越金で二千四百五十八万二千元、十九款諸収入で二百五十万円、二十款市債で八百四十万円をそれぞれ増額し、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○副議長（太田好紀）次に日程第十一、議第六十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第六十三号 平成二十年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明を求めます。山下健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山下正次登壇〕

○健康福祉部長（山下正次）ただいま上程いただきました議第六十三号の提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが別冊の平成二十年度五條市国民健康保険特別会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。

まず、一ページについて、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ二千二百五十五万三千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額を四十二億八千五百五十五万三千円とするものでございます。

それでは、五ページの歳出から御説明申し上げます。

四款前期高齢者納付金、一項前期高齢者納付金等、一目前期高齢者納付金、十九節負担金補助及び交付金二十五万三千円につきましては、平成二十年度より、退職者医療に替わる財源調整の制度として、六十五歳から七十四歳のいわゆる前期高齢者の偏りによる国保と健保組合など被用者保険との間の負担の不均衡を、それぞれの加入者数に応じて調整する仕組みとして創設された制度で、当初、平成二十年度前期高齢者納付金として三十三万九千円計上いたしておりましたが、その納付金額が確定いたし、その支払に不足額が生じたので、その不足額二十五万三千円を追加するものでございます。

次に、十款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、五目国庫負担金返還金、二十三節償還金利子及び割引料七百六十二万二千円につきましては、平成十九年度国庫支出金であります療養給付費等負担金の交付額に過払いがありましたので、返還するため追加するものでございます。

次に、十款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、六目交付金返還金、二十三節償還金利子及び割引料一千四百六十七万八千円につきましては、平成十九年度の社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります療養給付費等交付金の交付額に過払いがありましたので、返還をするため追加するものでございます。

次に、四ページの歳入につきまして御説明申し上げます。

五款前期高齢者交付金、一項前期高齢者交付金、一目前期高齢者交付金、一節前期高齢者交付金で二十五万三千円と十款繰越金で、二千二百三十万円を追加いたしました。歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

○副議長（太田好紀）次に日程第十二、議第六十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第六十四号 平成二十年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明を求めます。山下健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山下正次登壇〕

○健康福祉部長（山下正次）ただいま上程いただきました議第六十四号の提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入れますが、別冊の平成二十年度五條市介護保険特別会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。

一ページについて御説明申し上げます。

今回の補正予算額はそれぞれ四千八百三十四万二千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額はそれぞれ三十億七千三十四万二千円となります。

それでは、四ページの歳入から御説明を申し上げます。

三款県支出金、一項県負担金、一目介護給付費負担金二万九千円の増につきましては、平成十九年度精算に伴う過年度の追加交付であります。

四款支払基金交付金、一項支払基金交付金、一目介護給付費交付金百七十二万二千円の増につきましても、平成十九年度精算に伴う過年度分の追加交付でございます。

次に七款繰越金、一項繰越金、一目繰越金四千六百五十九万一千円は前年度よりの繰越金でございます。

次に、五ページの歳出でございます。

五款基金積立金、一項基金積立金、一目介護保険財政調整基金積立金四千四百六十九万六千円につきましては、過年度よりの給付費等を基金に積み立てるものであります。

次に、六款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金三百六十四万六千円につきましては、平成十九年度介護保険特別会計の精算によります国庫、県費、支払基金への償還金でございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

○副議長（太田好紀）次に日程第十三、議第六十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第六十五号 平成二十年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定について。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司）よろしく願っています。

ただいま上程をいただきました議第六十五号 平成二十年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十年度五條市水道事業会計補正予算書（第一号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の補正予算は、近年国内におきましても、多発しています震災対策は重要な課題であり、本年厚生労働省におきましても、水道施設の耐震化を

図るため技術的基準を定める省令の一部改正が公布され、同時に既存施設の耐震診断等を行い、適切な診断化計画を推進する通知等を踏まえ、本市の水道事業におきましても、昨年に実施をいたしました水道施設の耐震基本調査の結果をもとに、市内上水道、配水系統の基幹拠点をなす主要なポンプ送水施設三箇所及び配水池一箇所を対象として耐震診断調査を行うものとしております。

予定の場所につきましては、岡、三在、丹原のポンプ送水場及び岡配水池でございます。

それでは、予算書の、まず第二条、業務予定量の、主要な建設改良事業に耐震診断調査費一千三百四十三万円を追加するものでございます。続きまして、第三条を御覧いただきたいと思っております。

収益的収入及び支出につきましては、税務署に納付予定の営業外費用消費税分六十三万九千円の減額でございます。

補正後の収益的支出の総額は、七億三千七百九十二万円となっております。

続きまして、第四条資本的収入及び支出は、資本的支出、建設改良費、委託料として、税を含めまして一千三百四十三万円の増額補正を行うものであり、補正後の総額は八億八千九百八十三万六千円となっております。

なお、それに伴います補正後の資本的収入が資本的支出に対し不足する増額分一千三百四十三万円につきましては、既決予算額同様に当年度分消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金並びに減債積立金、それぞれの調整を行いまして補てんする予定でございます。

次の二ページでございます。

ここでは、ただいまの説明を二つの表に整理を行っております。上の表におきましては、収益的支出の部で四の消費税という欄がございます、備考欄にございます課税支出増加に伴う六十三万九千円の減額であり、下の表、資本的支出の部におきましては、委託料の増額となっております。

以下、三ページから四ページにつきましては、資金計画等、説明書につきましては同様の資料でありますので説明を省略させていただきますと思っております。

以上で議第六十五号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

○副議長（太田好紀）次に日程第十四、認第一号から認第十号までを一括して議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）認第一号 平成十九年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について。

認第二号 平成十九年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第三号 平成十九年度五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

認第四号 平成十九年度五條市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

認第五号 平成十九年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第六号 平成十九年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第七号 平成十九年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第八号 平成十九年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

認第九号 平成十九年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第十号 平成十九年度五條市水道事業会計決算認定について。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明を求めます。櫻本会計管理者。

〔会計管理者 櫻本泰司登壇〕

○会計管理者（櫻本泰司）失礼します。

ただいま上程をいただきました認第一号から認第十号までの平成十九年度一般会計、各特別会計及び企業会計の歳入歳出決算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成十九年度五條市歳入歳出決算書を御覧いただきたく存じます。

二、三ページをお開きください。

各会計別歳入歳出決算総括表により、要点のみについて御説明を申し上げますので御了承を賜りたいと存じます。

まず、認第一号の一般会計につきましては、歳入歳出予算現額百九十八億八千六百四十七万一千二百五十円に對しまして、収入済額は百八十三億四千二百二十八万一千七百九十九円でございます。支出済額が百八十億八千八百八十三万八千四百円、歳入歳出差引額が三億三千三百四十四万三千七百五十九円となります。

なお、平成二十年度への繰越事業に伴う繰越しすべき財源が、繰越事業費三億三千八百一十一万七千五百円のうち、一億七千五十八万九千五百円ございます。

したがいまして、これを差し引きしました平成十九年度実質収支額一億六千二百八十五万四千二百五十九円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の四百六十八ページに計上しております。

後ほど御清覧いただきたいと思います。

続きまして、認第二号 国民健康保険特別会計につきましては、御説明を申し上げます。

予算現額四十四億三千九万三千円に對しまして、収入済額が四十五億一千四百三十五万四千四百五十円、支出済額は四十二億四千三百十八万六千二百一十円で、歳入歳出差引額が二億七千六百八十八万三千三百二十九円の余剰金を持って決算した次第でございます。

次に、認第三号の簡易水道特別会計につきましては、予算現額五億一千三百二十七万五千円に對しまして、収入済額四億九千五百六十六万八千九百四十七円、支出済額は四億九千四百九十六万六千四百円、歳入歳出差引額が百五十七万二千三百三十三円の決算となります。

次に、認第四号の老人保健特別会計につきましては、予算現額四十一億五千九百六十九万九千円に對しまして、収入済額三十八億九千五百五十六万六千六百八円、支出済額は三十八億九千二百二十万四千三百七十七円で、歳入歳出差引額が三百三十万二千二百九十一円の決算となります。

次に認第五号の下水道事業特別会計につきましては、予算現額十七億七千七百七十六万三千二百二十五円に對しまして、収入済額十二億三千五百五十二万二千二百八十一円、支出済額は十二億二千九百八十六万七千二百八十一円で、歳入歳出差引額は百六十五万五千円となります。

なお、平成二十年度への繰越事業に伴う繰越しすべき一般財源が、繰越事業費七千九百五十五万五千円でございますので、これを差し引きしました平成十九年度の実質収支額はゼロ円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の五百八十四ページに計上しております。

後ほど御清覧をいただきたいと思います。

次に認第六号の墓地事業特別会計につきましては、予算現額三百二十四万円に對しまして、収入済額三百二十六万六千二百七十八円、支出済額は二百七

十二万五千七百七十四円で、歳入歳出差引額は三十万五千七百四円となります。

次に認第七号の介護保険特別会計につきましては、予算現額二十九億七千三十四万四千円に對しまして、収入済額二十八億九千一十七万七千七百円、支出済額は二十八億四千八十六万五千四百七十七円で、歳入歳出差引額は五千二十三万六千二百九十三円となります。

なお、平成二十年度への繰越事業に伴う繰越すべき一般財源が、繰越事業費三百六十四万四千円全額でございますので、これを差し引きました平成十九年度の実質収支額四千六百五十九万二千二百九十三円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の六百四十二ページに計上してございます。後ほど御清覧いただきたいと思います。

次に認第八号の大塔診療所特別会計につきましては、予算現額五千四百二十万円に對しまして、収入済額は四千九百五十六万六千二百二十五円、支出済額が四千九百一十一万二千六百一十一円で、歳入歳出差引額は四十五万三千四百十四円となります。

次に認第九号の農業集落排水事業特別会計につきましては、予算現額二百十九万円に對しまして、収入済額は二百四十八万七千四百二十三円、支出済額が百九十八万九千八百二十五円で、歳入歳出差引額は四十九万七千五百九十八円となります。

次に認第十号の五條市水道事業会計について御説明を申し上げます。

別冊の平成十九年度五條市水道事業会計決算書を御覧いただきたいと思います。

一ページ、二ページをお開きください。

決算報告書により御説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出では、収入第一款水道事業収益の決算額八億七百六十四万七千三百五十五円に對しまして、支出第一款水道事業費用の決算額が七億五千九十一万七千九百七十二円で、これら収支差引額から消費税及び地方消費税資本的収支調整額等四百四十四万五千三百七十三円を差引きました。

三ページをお開きいただきたいと思います。

下から一行目、二行目、三行目を説明させていただきます。

当年度純利益は五千二百二十八万四千十円の純利益でございます。

なお、前年度からの繰越利益剰余金二千五百四十六万一千八百九十七円を加算した当年度未処分利益剰余金は、七千七百七十四万五千九百七十七円ござ

ございます。

それでは、もう一度一ページ、二ページに戻っていただきたいと思っております。

中ほどの資本的収入及び支出につきましては、収入第一款、資本的収入の決算額二億四千三百六十二万九千七百五十七円に對しまして、支出第一款、資本的支出の決算額が五億一千二百六十六万六千五百四十三円であります。

別表の欄外を御覧いただきたいと思っております。

資本的収支不足額が二億六千九百三万六千七百八十六円となり、この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額四百四十二万三千六百七十三円、当年度分損益勘定留保資金一億九千五百七十七万六千九百九十三円及び建設改良積立金六千八百八十四万二千四百二十円をもって補てんした次第でございます。

以上で認第一号から認第十号までの各会計の決算についての御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審査をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（太田好紀）提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員から決算並びに財政及び経営健全化の審査意見を求めることといたします。川元憲釋代表監査委員。

〔代表監査委員 川元憲釋登壇〕

○代表監査委員（川元憲釋）ただいま発言の許可をいただきましたので、平成十九年度の五條市一般会計、特別会計、基金会計の運用状況及び水道事業会計の決算並びに平成十九年度の五條市財政及び経営健全化の審査意見を報告させていただきます。

お手元にお配りの別冊五條市決算及び財政経営健全化審査意見を御覧願いたいと思っております。

まず始めに、一般会計などの決算審査の結果から報告させていただきます。

審査意見書の一ページからは、一般会計ほか七十四ページは企業会計の水道事業会計であります。順次お聞き願いたいと思っております。

第一の審査対象会計は、平成十九年度の一般会計を始め国民健康保険特別会計など八特別会計の決算及びこれらの会計の附属書類並びに土地開発基金など十基金の運用状況調書と七十四ページの水道事業会計決算であります。

第二の審査の期間は、一般会計ほかは七月一日から八月十五日までの間、水道事業会計については五月二十六日から六月二十日までの間に実施しました。

第三の審査方法は、市長から提出された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金運用状況調書を関係諸帳簿と照合し、計数の正確性、予算の執行状況並びに水道事業につきましては、経営成績及び財政状況が適正に表示されているかについて検討し、併せて必要に応じ関係職員から説明を聴取し、審査を実施いたしました。

第四の審査の結果といたしましては、審査に付されました各会計の決算は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であると認めました。

また、予算執行状況及び経営成績及び財政状況が適正に表示されており、おおむね適正であると認められました。

第五、審査の意見につきましては、別冊の六十一ページに一として、一般会計について六十二ページに二として、特別会計について三として、基金運用状況調書について、同じく九十四、九十五ページには、水道事業会計として述べさせていただいておりますので、後刻御清覧お願いいたします。

次に、「地方公共団体の財政の健全化の財政に関する法律」の規定に基づく「財政の健全化」及び「経営の健全化」についての審査の意見であります。

これは、今回から前年度の決算を議会に提出する際には、一般会計などにおいては「健全化判断比率」、具体的には「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」及び「将来負担比率」並びに「資金不足比率」を算出し、「財政の健全化」の基準を、また水道事業会計につきましても「資金不足比率」を算出し「経営の健全化」の判断基準を設けたものであります。自治体の財政の健全度を測るものさしとして、五項目からなっており、将来負担比率はこれまでの財政指標にはなかった画期的な内容であります。

その算定の基礎となる書類などを監査委員の審査に付し、その意見を付け、議会に報告し、かつ、公表しなければならなかったものであります。

また、平成二十年度の決算からは、この比率が「早期健全化基準及び経営健全化基準」の数値を超える市町村は、イエローカードといえる「早期健全化計画」あるいはレッドカードといわれます。「財政再生計画」を策定し、早急に改善に取り組みなければならなかったものであります。

それでは、別冊の審査意見書の九十六ページをお開きください。

その、平成十九年度五條市財政及び経営健全化審査意見書でありまして、これは、一般会計を始め八つの特別会計、二つの一部事務組合と土地開発公社など市にかかわりますすべての会計を合わせたもので、いわゆる連結決算の財政指標の算出であります。

第一、審査の概要では、五條市の財政及び経営健全化審査について、市長から提出された経営化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され、表示されているかどうかを主眼に審査を実施いたしました。

第二、審査の期日につきましては、平成二十年八月四月に実施いたしました。

第三の審査方法は、市長から提出されました関係諸帳簿と照合し、計数の状況について検討し、併せて必要に応じ市の財政担当者を始め各会計の担当職員から説明を聴取して審査を実施しました。

第四、審査の結果といたしましては、これらの基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成され、表示されていることを認めました。数値につきましては、一、健全化判断比率、二、資金不足比率として掲載させていただいております。

また、第五、審査の意見といたしましては、九十七ページの数値と併せて御覧いただければわかりやすいかと思えます。

まず、一般会計、特別会計などの健全化判断比率のうち、①の実質赤字比率及び②の連結実質赤字比率につきましては、本市では赤字でありませんので、いずれも早期健全化計画などの策定には該当いたしませんでした。

次に、③の実質公債比率につきましては、本市では一九・六パーセントで、早期健全化比率の基準の二五・〇パーセント及び④の将来負担比率についても二三二・〇パーセントで、これも早期健全化比率の基準の三五〇・〇パーセントと比較いたしますと、いずれもこれを下回っております。

また、簡易水道特別会計など⑤の資金不足比率についても、資金不足が生じていませんので、経営健全化計画などの策定をすることには該当いたしません。

次に、九十九ページの平成十九年度五條市水道事業経営健全化審査意見書がありますが、法適用の企業会計であります。本市では、水道事業会計のみであります。

審査方法などにつきましては、一般会計と同じ方法で同時に実施いたしました。

資金不足比率についても、本水道事業会計には資金不足が生じていませんので、経営の健全化のための計画を定めることには該当いたしませんでした。

なお、今回の法の求めております「早期健全化基準」及び「経営健全化基準」の設定基準の数値をすべて下回っております。それで、五條市におきましては健全段階となりますが、これで五條市の財政はすべてが健全であるかのような印象を受けますが、決してそうではありません。

高齢化が進む中、五條市の人口も減少傾向であり、地方分権、財政の三位一体の改革などによりますます財政運営が厳しくなる昨今、なお一層の市政運営全般の合理化と「五條市集中改革プラン」の遂行を望むところであります。

また、水道事業会計におきましても、なお一層の経営の合理化に取り組みられることを望むものであります。

以上で、平成十九年度五條市一般会計、特別会計、基金会計の運用状況及び水道事業会計の決算並びに平成十九年度五條市財政及び経営健全化の、監査委員の審査意見の報告を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○副議長（太田好紀）決算並びに財政及び経営健全化の審査意見が終わりました。（「十七番」の声あり）十七番黄木英夫議員。

○十七番（黄木英夫）ただいま上程されております、認第一号から認第十号までの十議案は、いずれも平成十九年度における各会計決算の認定でありますので、これら議案については、特に慎重審議を期するため、例年のおり決算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。

なお、委員の数は八人とし、その選任につきましては議長に一任したいと思います。

よろしく願います。

○副議長（太田好紀）お諮りいたします。

ただいま黄木英夫議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、決算審査特別委員会を設置して審査を付託いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（太田好紀）御異議なしと認めます。

よって本案は、決算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、決算審査特別委員会の委員の定数は八人とし、選任につきましては、あらかじめ御協議願っておりますので、私から指名をいたします。

二番太田好紀、三番川村家廣議員、五番池上輝雄議員、六番益田吉博議員、十三番花谷昭典議員、十六番樫塚凱一議員、十八番土井康嗣議員、二十一番田原清孝議員。

以上、八人の方をお願いいたします。

なお、正副委員長の選任並びに審査の日程等につきましては御協議賜りたいと思っておりますので、各位には本会議終了後直ちに議長室に御参集願います。

○副議長（太田好紀）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十三日から二十三日までを休会とし、次回九月二十四日、午前十時に再開し、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後零時四十分散会